

図 7-1 正しい流水手洗いの方法

(自治医科大学附属さいたま医療センターホームページより一部改変)

保管する。ミルクは使用開始日を記入し、衛生的に保管する。

乳児用調製粉乳はサルモネラ菌などによる食中毒対策として、70°C以上のお湯で調乳する。調乳後2時間以内に使用しなかったミルクは廃棄する（厚生労働省：児童福祉施設における食事の提供ガイド）。

冷凍母乳などを取り扱う場合には手洗いや備品の消毒を行うなど、衛生管理を十分徹底する。母乳を介して感染するウイルス（成人T細胞白血病ウイルス、サイトメガロウイルス、後天性免疫不全症候群ウイルス（HIV）など）もあるため、保管容器には名前を明記して、他児に誤って飲ませることがないように十分注意する。

4 歯ブラシ

個人専用とし、他児のものを誤って使用させたり、保管時に他児のものと接触させたりしないようにする。使用後は個別に水で十分にすすぎ、ブラシを上にして清潔な場所で乾燥させ、個別に保管する（図 7-2）。

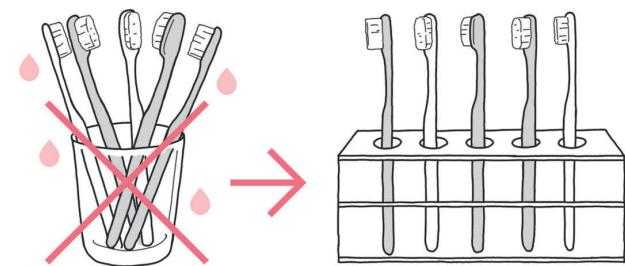


図 7-2 歯ブラシの保管方法

5 おむつ交換

職員間で便の処理手順を統一して徹底する。手洗い場や食事をする場所など清潔な区域と交差しない決まった場所で実施する。必ず使い捨て手袋を着用する。下痢便時には使い捨てのおむつ交換シートなどを敷いて行う。おむつ処理後は石けんを用いて流水でしっかりと手洗いをを行う。交換後のおむつは、ビニール袋に密閉した後に蓋つき容器などに保管する。使用後のおむつ保管場所は定期的に消毒を行う。

3 消毒について

遊具や環境の消毒を行う際は適切な消毒薬と方法を用いる。保育所においてよく用いられる消毒薬には表 7-1 のようなものがある。また、玩具などの消毒は表 7-2 に、手指の衛生管理は表 7-3 に示すように行う。

4 職員の衛生管理

保育所において衛生管理を行うに当たっては施設内外の環境の維持に努めるとともに、職員が清潔を保ち、衛生知識の向上に努めることが重要である。

- ① 清潔な服装と頭髪を保つ。
- ② 爪は短く切る。
- ③ 日々の体調管理を心がける。
- ④ 保育中および保育前後には手洗いを徹底する。
- ⑤ せきなどの呼吸器症状がみられる場合にはマスクを着用する（咳エチケット、p.85 参照）。
- ⑥ 発熱やせき、下痢、嘔吐がある場合には、医療機関をすみやかに受診する。まわりへの感染対策も実施する。
- ⑦ 感染源となり得るもの（尿、便、嘔吐物、血液など）の安全な処理方法を徹底する。
- ⑧ 下痢や嘔吐の症状がある、または化膿した傷がある職員については、食物を直接取り扱うことを禁止する。
- ⑨ 職員の予防接種歴および罹患歴を把握し、感受性があるかどうかを確認する。